

冬期は血液が不足します 「はたちの献血」キャンペーン実施中

毎年1月と2月に全国で「はたちの献血」キャンペーンが行われています。

血液が不足しがちな冬期に、新たに成人となる若者を中心として、幅広い年代の人に献血への理解と協力をお願いしています。



■なぜ献血が必要なの？

血液は、人工的につくることができず、長期間の保存ができません。そのため、献血によって健康な人の血液を定期的に確保する必要があります。

■献血は何歳からできるの？

▼**全血献血**(血液中の全ての成分を採血)の200ミリの量は男女とも16歳から、400ミリの量は男性が17歳、女性は18歳からできます。

▼**成分献血**(採血された血液から血小板や血漿といった特定の成分のみを取り出し、回復に時間がかかる赤血球は再び体内に

戻す)は、男女ともに18歳からできます。

■献血って時間がかかるの？

全血献血の場合、受け付けから採血後の休憩まで約40分です。

①受け付けで健康状態についての質問に回答

②医師の問診、血圧測定、血液中のヘモグロビン濃度測定などを行い、献血しても良い体調かを調べ、問題がなければ採血

③採血の時間は、全血献血は約10から15分、成分献血は採血量に応じて約40から90分

④採血後、10分以上休憩を取って終了

■献血場所と日程

▼**市内** 月に1回程度、献血バスで400ミリの全血献血を行っています。市のウェブサイトにや広報(暮らしの情報カレンダー)内に掲載しています。

▼**市外(県内)** 主に「もりおか献血ルームメルシー」と献血バスで受け付けています。詳しくは、県赤十字血液センターのウェブサイトで確認してください。



子育てNEWS

地域福祉課児童福祉係 ☎・内線1103

特別児童扶養手当とは？

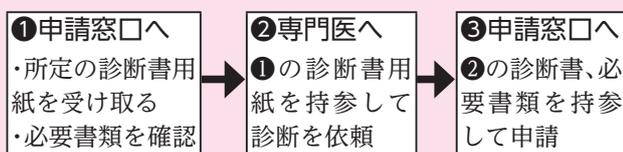
◆特別児童扶養手当とは

精神や身体に重い障がいのある子どもを育てている家庭に支給される手当です。

◆支給対象者

20歳未満の精神や身体に重い障がいのある子どもの父母または父母の代わりに子どもを養育している人が対象となります。ただし、子どもが施設に入所しているときや、子どもが障がいによる公的年金を受給できるときは対象となりません。

◆申請手順



◆申請窓口

地域福祉課、西根・安代両総合支所、田山支所

◆支給額(平成31年4月現在)

支給区分	支給月額 (対象障がい児童1人当たり)
1級の場合	52,200円
2級の場合	34,770円

子どもの障がいの程度によって1級と2級に分かれています。

▶1級は、身体障害者手帳1～2級程度、療育手帳A程度の精神や身体に重い障がいがある子ども

▶2級は、身体障害者手帳3～4級(4級は一部)程度またはこれと同じくらいの精神や身体に重い障がいがある子ども

◆支給時期

手続きした月の翌月分から支給の対象となり、4月・8月・11月に支給されます。

◆所得制限

受給資格者などの前年の所得が限度額を超える場合には、手当が支給されません。